

平成31年3月

学生の皆さんへ

学 生 部 長

平成31年度授業料減免申請に係る説明会の開催について

平成31年度授業料について減免対象者に該当し、減免を申請しようとする者は、下記説明会に**必ず出席し**申請手続きをしてください。(年度毎に手続きが必要です)

記

1 減免申請対象者

学業成績が良好である者で、次に該当する者。

特別の理由が認められる場合を除き、留年者は減免の対象としません。

- (1) 授業料を主として負担する者が、生活保護法による生活扶助を受けている者及びこれに準ずる生活困窮者である場合
- (2) 授業料を主として負担する者が、授業料の納付期限の前1年以内において死亡、疾病、生業不振等又は風水害等の災害により授業料の負担が著しく困難な状況にある場合

2 説 明 会

日 時 平成31年4月4日(木) 15:10~16:00

場 所 京都学・歴彩館 大ホール

※ 減免の申請書類は、説明会の当日、出席者に配付しますので、減免の申請を希望する者は必ず出席してください。

やむを得ない事情により説明会に出席できない場合は、学務課学生担当へ申し出てください。説明会終了後以降、書類を配付します。

精華キャンパスに所属する学生は、精華キャンパス事務室にて書類を配布します。

※ 授業料減免は、年度ごとに申し出が必要です。平成30年度に減免の承認を受けた学生で、平成31年度も減免を希望する場合は、必ず説明会に出席し減免申請してください。